

厚木市市民協働事業選考委員会設置規程

(設置)

第1条 この規程は、厚木市市民協働事業提案制度実施要綱（平成21年6月1日）の第8条の規定に基づき、厚木市市民協働事業選考委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 市民協働事業の提案書類の選考に関すること。
- (2) 提案書類の所管部署の指定に関すること。
- (3) 市民協働事業終了後の事業の在り方に関すること。
- (4) その他委員会が必要と認めるもの。

(組織)

第3条 委員会は、別表の委員及び事業を主管する課長をもって組織する。

2 前項の委員が欠席する場合には、当該委員が指名する者を臨時に委員とする。

(委員)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長は協働安全部長、副委員長は市民協働推進課長をもって充てる。

3 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員会の議事は、過半数で決し、可否同数のときは、委員長がこれを決する。

3 会議は、非公開とする。

4 委員長は必要があると認めるときは、委員会に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができるものとする。

(報告)

第6条 会議は、その結果を市長に報告するものとする。

(任期)

第7条 委員の任期は、1年とする。ただし、委員に欠員が生じたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、市民協働主管課が行う。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

区分	役職名
委員長	協働安全部長
副委員長	市民協働推進課長
委員	企画政策課長
委員	財政課長
委員	教育総務課長